

(案)

令和 8 年 8 月 21 日

東 京 労 働 局 長
増 田 嗣 郎 殿

東京地方最低賃金審議会
会 長 本 田 敦 子

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につ
いて（答申）

令和 8 年 8 月 21 日貴職から、同年 8 月 5 日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する 55 件の異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 8 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。